



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 48, 2024年6月～7月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2024年6月～7月）

内容

A: IOSCO、レバレッジド・ローンと CLO にかかる報告書を公表（6月3日）	3
B: EIOPA、保険セクターのグリーンウォッシングにかかる報告書を公表（6月4日）	4
C: 豪 APRA、オペレーショナル・レジリエンスにかかるガイダンスを最終化（6月13日）	5
D: EC、金融セクターにおける AI のユース・ケースにかかる調査を開始（6月18日）	7
E: 星 MAS、AML にかかる年次報告書を公表（6月20日）	8
F: IAIS、消費者の公正な取扱いと DEI にかかるガイダンス（案）を公表（6月25日）	9
G: 英 FCA、保険会社の「消費者に対する責務」の実施状況を調査（6月26日）	11
H: IAIS、ICS の実施にかかる方向性を表明（6月27日）	12
I: EIOPA、2024 年上半期の金融安定レポートを公表（6月27日）	12
J: 馬 BNM、リスクベースのソルベンシー規制案を公表（6月28日）	14

A: IOSCO、レバレッジド・ローンと CLO にかかる報告書を公表（6月3日）

- 証券監督者国際機構（IOSCO）は、「レバレッジド・ローン（LLs）とローン担保証券（CLOs）：検討すべき好事例」と題する報告書を公表した。同報告書は、厳格でないコベナンツが投資家の保護に与える影響、LLsおよびCLOs市場の透明性、ならびに、潜在的なコンダクト関連の課題、に特に焦点をあて、5つのテーマについて、合計12の施策（提言）を示している。各施策の概要は以下のとおり。

<p>1. 健全なビジネス前提に基づく組成と借換え</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施策1（債務の償還能力の評価）：新規に市場に提供されるLLs、債務の借換え（debt refinancings）および債務の再編（debt restructurings）は、健全なビジネスおよび財務リスクの前提に支えられるべきである。 施策2（配当リキャップ（dividend recapitalisations））：配当リキャップは、残存する株式支援の水準、レバレッジの程度および債務返済能力を参考にして検討されるべきである。借り手が高レバレッジである場合、配当リキャップのための調達に追加の借入れを行う際、貸し手は追加的な精査を行うべきである。 施策3（企業価値（enterprise values））：レバレッジド・パイアウト（LBOs）の資本構成を支える企業価値の計算は、十分に構築された財務モデルに基づくべきである。借り手やスポンサーには、そのモデルの主要な前提条件を開示することが懇請される。
<p>2. EBITDA と借入証明の透明性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施策4（EBITDAの複雑さと不透明さ）：EBITDAの定義は、不必要に複雑なものであるべきではない。 施策5（コベナンツ条項の透明性）：ターム・シートに含まれる主要なコベナンツや関連する条項は、明確、簡潔かつ効果的に記載されることが望まれる。
<p>3. ローン組成と投資家の利益の整合性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施策6（引受とシンジケーションの間における透明性と公正性）：引受者には、シンジケーション・プロセスの早い段階において投資家に十分かつ明確な情報を提供すること等が懇請される。 施策7（引受者と投資家との間の利益の整合性）：引受者には、自身の利益をLLsの投資家のそれとどのように整合させているかを示すことが懇請される。
<p>4. 仲介チェーン内の異なる市場参加者の利益への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施策8（ローンの移転可能性にかかる制限の軽減）：潜在的な投資家内におけるローンの移転可能性は、セカンダリー・マーケットの流動性を確保するため、可能な限り広範なものであるべきである。 施策9（プライベート・エクイティ（PE）スポンサーが貸し手である場合の利益相反の管理）：借り手の資本構成の異なるパートへのPEグループの投資から生じ得る利益相反は、適切に特定され、管理されるべきである。シンジケーションへの参加者やLLsの投資家には、PEグループが借り手の債務を取得し、同時に、借り手のスポンサーとして行動する、もしくは、借り手のその他のクラスの債務を保有することとなる場合、そうした情報を適切に提供されることが期待される。 施策10（CLOsの管理における利益相反の管理）：CLOsの管理における潜在的な利益相反は適切に特定され、管理されるべきである。

5. 継続的な情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> • 施策11（CLOsにおける開示）：CLOsの投資家は、CLOsのポートフォリオの評価、クレジット・クオリティおよびパフォーマンスにかかる関係するすべての重要な情報の提供を受けるべきである。 • 施策12（裏付けとなるローンにかかる開示）：借り手は、その投資家に対して、最新の財務情報をタイムリーに提供することを懇請される。
--------------	--

インプリケーション：LLおよびCLOマーケットが拡大する中、保険会社のLLやCLOに対するエクスポージャーも高まっている。LLおよびCLOマーケットの透明性や健全性が高まることで、保険会社等の投資家や、さらには、その顧客である保険契約者等の保護が確保されることが期待される。

（参考）IOSCO ‘IOSCO publishes Final Report on Leveraged Loans and CLOs Good Practices for Consideration’

B: EIOPA、保険セクターのグリーンウォッシングにかかる報告書を公表（6月4日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、欧州の保険・年金セクターにおけるグリーンウォッシングの実態やその監督の状況等にかかる報告書を欧州委員会（EC）に提出した。同報告書の主な内容（EIOPAの提案）は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • ECは2022年5月、欧州銀行監督機構（EBA）、EIOPAおよび欧州証券市場監督機構（ESMA）それぞれに対し、グリーンウォッシングの実態、グリーンウォッシングの潜在的なリスクおよびグリーンウォッシングを回避するための監督上のアプローチについて整理し、2024年5月末までに報告するよう要請した。本報告書は、同要請に対するEIOPAの最終報告である。
グリーンウォッシングの定義	<ul style="list-style-type: none"> • 欧州監督機構（European Supervisory Authorities：ESAs。EBA、EIOPAおよびESMAから成る。）は、グリーンウォッシングを「サステナビリティ関連のステートメント、宣言、行動もしくはコミュニケーションが、エンティティ、金融商品もしくは金融サービスの基本的なサステナビリティ・プロファイルを明確かつ公正に反映していない実務」であると理解している。 • EIOPAの提案1：監督当局は、サステナビリティやグリーンウォッシングの監督のため、また、保険会社は、内部のモニタリングやグリーンウォッシングへの対応のため、上記のグリーンウォッシングに対するESAsの理解を共通の基準点として採択すべきである。
グリーンウォッシングのリスクと影響	<ul style="list-style-type: none"> • 消費者の保険ベースの投資商品（IBIPs）への投資は、いくつかのサステナビリティ特性を有する投資に大きなエクスポージャーを有している。ミスリーディングなサステナビリティにかかる表示（sustainability claims）は、消費者に自身のサステナビリティ選好と合致しない商品を購入させることにつながり得る。 • ミスリーディングなサステナビリティにかかる表示を行う商品・サービスの提供者は、グリーンウォッシングに関与している場合、重大な風評上および財務上の損失を被り得る。
グリーンウォッシングの監督の状況	<ul style="list-style-type: none"> • EIOPAが実施した調査によると、商品・サービスの提供者は、サステナブル・ファイナンス開示規則（SFDR）や保険販売指令（IDD）に定めのあるサステナビリティ関連の要件を概ね遵守していると考えているものの、商品の監督とガバナンス（Product Oversight and Governance：POG）においてサステナビリティ関連の目的が勘案されていないなど、改善の余地はある。特に、損害保険商品のサステナビリティの特性について、保険会社間で理解が区々である。 • EIOPAの提案2：EIOPAは、サステナビリティにかかる表示やグリーンウォッシングについて、EU域内で共通の監督上のアプローチを構築すべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> EIOPAの提案3：各国の監督当局は、モニタリングなどを通じて、グリーンウォッシングの監督を強化すべきである。 EIOPAの提案4：保険会社は、グリーンウォッシングを回避するため、サステナビリティにかかる内部のガバナンス構造の一環として、グリーンウォッシングのリスクを検討すべきである。
監督を通じて得られた気付き	<ul style="list-style-type: none"> 各国の監督当局は、グリーンウォッシングの監督の重要性をより一層認識し、監督を行うようになってきている。他方で、監督当局のリソースや専門性、また、サステナビリティ関連のデータが十分でないことが課題となっているほか、グリーンウォッシングを監督する権限を有していない当局も存在する。 EIOPAの提案5：グリーンウォッシングに対応するため、監督上のリソースと専門性を向上させるべきである。
規制上の枠組みの改善の余地	<ul style="list-style-type: none"> POGやIDDなどの現行の枠組みは、損害保険商品のサステナビリティ特性にかかる明確な基準を定めておらず、そのことは、グリーンウォッシングのリスクを生じさせ得る。 EIOPAの提案6：損害保険商品のサステナビリティ特性にかかる規制上のギャップを埋めるべきである。 EIOPAの提案7：消費者がサステナビリティ選好の基準（criteria）を理解できるよう、SFDRやIDDの内容を見直すことが望ましい。 EIOPAの提案8：ECは、サステナブル投資の定義の明確化など、SFDRにおける不明瞭な点に対応すべきである。 EIOPAの提案9：職域年金セクターにおいても、サステナブル・ファイナンスやグリーンウォッシングの検討を進めるべきである。

インプリケーション：サステナビリティを謳う金融商品・サービスの提供が増えてきている中、グリーンウォッシングの監督の強化の必要性が高まっている。保険会社としては、一つには、商品の監督とガバナンスの枠組みの中でグリーンウォッシングのリスクに対応することが考えられる。

（参考）EIOPA ‘ESAs call for enhanced supervision and improved market practice on sustainability-related claims’

C: 豪 APRA、オペレーショナル・レジリエンスにかかるガイダンスを最終化（6月13日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、「オペレーショナル・リスク管理にかかる健全性実務ガイダンス（CPG230）」を最終化した。同ガイダンスは、2023年7月に公表され、2025年7月に発効する「オペレーショナル・リスク管理にかかる健全性監督基準（CPS230）」¹を補完するものとなる。同ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

項目	CPS230の概要	CPG230の主な内容
主な原則	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、オペレーショナル・リスクを実効的に管 	<ul style="list-style-type: none"> オペレーショナル・レジリエンスは、健全なオペレーショナル・リスク管理の結果であり、それは、すなわち、オペレーショナル・リス

¹ 同健全性基準の概要は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 37, 2023年7月～8月）」記事Eを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202308_ins_regulation.pdf

	<p>理し、コンダクトとコンプライアンスのための適切な基準を定め、甚大な混乱時に重要なオペレーションを許容度（tolerance levels）の範囲内に維持しなければならない。</p>	<p>クを実効的に管理・統制し、混乱を最小限に抑え、混乱時にも重要なオペレーションを維持する能力である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、CPS230を実施するに際し、まずは重要なオペレーションを特定し、それぞれのオペレーションの混乱に対して許容度を設定し、それらのオペレーションを行うために必要なプロセスとリソースを特定すべきである。
リスク管理の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、オペショナル・リスクの監督のためのガバナンスの取決め、オペショナル・リスクにかかるリスク・アパタイトの水準、事業継続計画等を設けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、オペショナル・リスクの管理に重大な脆弱性を見つけた場合、その改善の状況をAPRAに報告すべきである。 金融機関は、オペショナル・リスクの管理に重大な脆弱性を有する場合、それが完全に改善されるまでの間、ソルベンシー規制上の資本を追加的に保有すべきである。
役割と責任	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の取締役会は、オペショナル・リスクの管理に最終的な責任を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会は、オペショナル・リスクの管理に責任を有する者を特定し、主要な内部統制の実効性を監督し、また、事業継続計画が自身の許容度と整合していることを確認する。 金融機関は、①重大なオペショナル・リスクのインシデントを認識した場合、遅くとも72時間以内に、②重要なオペレーションが許容度を超えて中断した場合、遅くとも24時間以内に、③重要なサービスの取決めを行い、もしくは、大きく変更した場合、遅くとも20営業日以内に、それぞれAPRAに通知しなければならない。
オペショナル・リスクの管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、法的リスク、規制リスク、コンプライアンス・リスク、技術リスク、データ・リスク、変更管理リスク等、広範なオペショナル・リスクを管理しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、重要なオペレーションを特定する際、顧客や金融システムと関係しているサービスにフォーカスし、また、顧客への直接的・間接的な影響や金融システムや経済に与える影響を勘案すべきである。 経営陣は、重要なオペレーションを行うために必要なリソースとプロセスの詳細を理解しているべきである。 金融機関は、実効的な内部統制を設けるべきである。
事業継続	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、重要なオペレーションを特定し、その中断の可能性や影響を最小限に留めるための施策を講じ、また、信頼できる事業継続計画を策定しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要なオペレーションの混乱に対する許容度は、①許容できる混乱の時間、②許容できるデータの損失、③最低限回復すべきサービス・レベル、などの観点から設定される。 金融機関は、事業継続計画を定期的にテストすべきである。また、その結果は、取締役会に報告されるべきである。さらに、内部監査は、事業継続計画を監査すべきである。

サービス・プロバイダとの取決めの管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、包括的なサービス・プロバイダ管理方針を有していなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、重要なサービス・プロバイダのリストを作成する際、重要な取決めのリストを含めるとともに、それらの重要な取決めがどの重要なオペレーションに関するものであるかを特定すべきである。 金融機関は、重要な取決めに関する主要なリスクを積極的に管理すべきである。
--------------------	--	--

インプリケーション：APRAの「オペレーショナル・リスク管理にかかる健全性監督基準」は、保険会社にも適用されるものである。日本では、金融機関（特に、保険会社）のオペレーショナル・レジリエンスにかかる規制は未だ整備されていないものの、英国やオーストラリア、欧州では、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスの確保は重要な監督上のテーマとなっており、それらの国・地域の法規制がグローバル・スタンダードとなることも想定されることから、日本の保険会社にも、必要な対応を行うことが期待される。

（参考）APRA ‘APRA finalises cross-industry guidance on operational resilience’

D: EC、金融セクターにおけるAIのユース・ケースにかかる調査を開始（6月18日）

- 欧州委員会（EC）は、9月13日を回答期限として、金融セクターにおける人工知能（AI）の利用にかかる質問票を公表した。同質問票の主な内容は以下のとおり。

背景等	<ul style="list-style-type: none"> 金融サービス分野等におけるAIの利用が増加しており、ECは、金融セクターにおけるAIの利用についてさらなる検討が必要であると考えている。その目的は、金融セクターにおける主要なユース・ケース、ならびに、AIアプリケーションの開発に関連する利点、障壁およびリスクを特定すること。 他方で、本質問票の公表は、金融セクターによるAIの利用やAIの革新を阻害する可能性のある新たな規制を設けることを直接的な目的とするものではない。
質問票の構成	<ul style="list-style-type: none"> 本質問票は、①AIの開発に関する一般的な質問、②ユース・ケースに関する質問、③AI法に関する質問、の3つのセクションから成る。
ユース・ケースに関する質問 （保険関連のものを抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> どのユース・ケース（※）についてAIを利用しているか、もしくは、AIの利用を検討しているか。 （※例えば、リスク管理、保険料の設定、保険引受、資本要件や責任準備金の計算、ロボ・アドバイザー、コンプライアンス、サステナブル・ファイナンス、不正検知、AML、顧客サービス、販売、保険金支払い請求の管理等） ユース・ケースにAIがもたらす機会は何か。 ユース・ケースにAIがもたらす課題やリスクは何か。（例えば、差別、開発されたAIアプリケーションの不透明さ、管理・監督の困難さ等） ユース・ケースにおけるAIの開発に対する主要な障壁は何か。（例えば、スキルやリソースの不足、技術の発展の状況、法令遵守を確保するための高い規制コスト等） AIは、ユース・ケースにおいて、バイアスや差別を低減するか、あるいは、増加させるか。 保険会社は、AIシステムの生成物にバイアスがかかっていないことをどのように確保し得るか。

	<ul style="list-style-type: none"> • ユース・ケースにおいて、AIは新たな機会もしくはリスクをもたらしているか。 • AIソリューションの開発について、外部のプロバイダ、インハウスのアプリケーション、外部のプロバイダとの部分的な連携、のどれを選好するか。
AI法に関する質問（保険関連のものを抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> • 高リスクに分類され得る以下のどのユース・ケースが自身の活動に潜在的に関連するか。 <ul style="list-style-type: none"> - 自然人の信用力を評価する、もしくは、その信用スコアを算出するために用いることが意図されたAIシステム。 - 生命保険および健康保険について、自然人にかかるリスクの評価および保険料の設定のために用いることが意図されたAIシステム。

インプリケーション：金融セクターにおけるAIの利用が進展している中、ベネフィットだけでなく、潜在的なリスクも指摘されている。本質問票を契機として、金融セクターにおけるAIの適切な規制・監督が進展することが期待される。

（参考）EC ‘Commission seeks input from industry on the use of artificial intelligence in finance’

E: 星 MAS、AML にかかる年次報告書を公表（6月20日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、2024年のAMLリスク評価報告書を公表した。同報告書における保険関連の主な内容は以下のとおり。

リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> • シンガポールの金融セクターのAMLリスクの評価は以下のとおり。 	
	高リスク	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行
	中・高リスク	<ul style="list-style-type: none"> • デジタル・ペイメント・トークン・サービス・プロバイダ（DPTSPs） • クロスボーダーの資金移動サービスを行う支払いサービス事業者（payment institutions） • 信託会社 • 外部のアセット・マネジャー
	中・低リスク	<ul style="list-style-type: none"> • ファンド・マネジメント会社 • 両替事業者 • クロスボーダーの資金移動サービスを行わない支払いサービス事業者 • ブローカー・ディーラーおよびコーポレート・ファイナンス助言会社 • 貸金事業者
	低リスク	<ul style="list-style-type: none"> • ノンバンク・クレジット・カード会社 • 受託会社 • 金融事業者 • 元受生命保険および生損保兼営保険会社

		<ul style="list-style-type: none"> 証券保管事業者 ファイナンシャル・アドバイザー
保険セクターの特性	<ul style="list-style-type: none"> 国際的なタイポロジーによると、一時払いの生命保険商品や高解約返戻金の保険商品、原資産のパフォーマンスにリンクした配当を提供する複雑な保険商品（保険ラッパー（insurance wrapper）など）は、AMLリスクを有するものとして整理できる。また、保険料や保険金は、保険契約や保険金の第三者への移転や支払いなどを通じて、洗浄され得る。 シンガポールの元受生命保険会社や生損保兼営保険会社は、自国に居住するリテールの顧客を対象に保険商品を販売していること、保険料の支払いは一般的に電子的な手法で行われていることなどから、シンガポールの保険セクターのAMLのリスクは低い。 シンガポールの元受保険会社および生損保兼営保険会社は、AML/CFT関連の法令を遵守しなければならない。保険会社は、取引モニタリングを行う際、高額な一時払い保険料の保険商品の契約者、契約締結後に保険金の受領者を変更した顧客、また、適切な理由無く、早期に高解約返戻金の保険契約を解約した顧客などを注視しなければならない。 	

インプリケーション：保険セクターのAML/CFTリスクは相対的に低いと言われているものの、そのことは、AML/CFTリスクの管理が他のリスクの管理と比して劣後することが許容されることを意味するものではない。日本の保険会社には、他国におけるAML/CFTの規制・監督の動向も留意しつつ、そのリスク管理を適切に行っていくことが期待される。

（参考）MAS ‘Money Laundering National Risk Assessment’

F: IAIS、消費者の公正な取扱いと DEI にかかるガイダンス（案）を公表（6月25日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、9月25日を期限として、多様な消費者の公正な取扱いにかかるアプリケーション・ペーパー（案）を市中協議に付した。同アプリケーション・ペーパー（案）は、監督当局、保険会社および保険仲介者が、顧客の公正な取扱いを確保するためにDEI（ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン）の観点をもどのように利用し得るかについてガイダンスを提供するもの。同アプリケーション・ペーパー（案）で示されている主な提言の内容を以下のとおり。

多様な消費者の公正な取扱いをビジネス・カルチャーに取り込む	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社および保険仲介者は、多様な消費者を公正に取り扱うための方針、ならびに、その方針が実効的に実践されることを確保するためのプロセスおよび統制を有するべきである。 保険会社および保険仲介者は、苦情データの収集や分析など、多様な消費者の経験を現実的に理解できるためのメカニズムを有するべきである。 多様な消費者の公正な取扱いは、顧客の公正な取扱いにかかる義務を果たすことの一環として、ビジネス・カルチャーや日常的な業務に組み込まれるべきである。
商品の設計において多様な消費者の公正な取扱いを確保する	<ul style="list-style-type: none"> ターゲットとする消費者の中に多様な消費者が存在するか否かを確認する <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、ターゲット集団の中に多様な消費者が合理的に存在し得るか否かを特定し、存在する場合、それらのニーズや特徴を明確に特定し、商品の設計において勘案すべきである。 - 保険会社は、方針および手順において、商品の特性を理由として、特定の消費者がターゲット集団から除外され、当該商品が販売されないか否かにかかる明確な基準を定めるべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> • 商品の設計がターゲット集団における多様な消費者のニーズと整合しているか否かを確認する <ul style="list-style-type: none"> - 法律によって商品の認可が必要とされる場合、監督当局は、ターゲット集団において合理的に想定される多様な消費者のニーズや特徴が適切に勘案されているか否かを評価すべきである。 • 適切な商品の販売方法を設計する <ul style="list-style-type: none"> - 商品の販売方法を決定するに際し、保険会社は、多様な消費者のニーズや特徴を勘案すべきである。 - 保険会社は、保険仲介者に対して、商品および消費者のターゲット集団について十分な情報を提供すべきである。
多様な消費者に対する適切な販売を確保する	<ul style="list-style-type: none"> • 多様な消費者に対するコミュニケーションと開示の適切性を確保する <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社および保険仲介者は、多様な消費者が情報をどのように受領し、処理するかを勘案すべきである。 • 適切な販売戦略を定める <ul style="list-style-type: none"> - 保険仲介者は、保険会社によって提供されるインストラクションが十分に勘案される方法で、販売戦略を実施すべきである。 • 多様な消費者に対するアドバイスの適切性と適合性を確保する <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社および保険仲介者は、アドバイスを提供しようとしている多様な消費者のニーズや特性を勘案し、保険商品が適合しているか否かを慎重かつ積極的に考慮すべきである。
販売後のモニタリングとレビューを行う	<ul style="list-style-type: none"> • 多様な消費者に対するコミュニケーションと補助を確保する <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、多様な消費者に提供されるサービスにおける不公正な取扱いを検知するため、苦情をモニターすべきである。 • 商品のモニタリングとレビューを行う <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、定期的に、かつ、保険商品が消費者に悪影響を及ぼし得るような事案が生じた際には都度、商品をモニターすべきである。 - 保険会社は、商品のガバナンス・プロセスに関係する内部統制の実効性を評価すべきである。 • 包摂的な保険金請求と苦情処理の手順を確保する <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、多様な消費者が保険金の請求プロセスを進め、必要な書類を提出し、請求の状況を確認できるよう、明確なガイダンスと適合したサポートを提供すべきである。 - 保険会社は、多様な消費者の特徴と選好に対して可能な範囲で包摂的な、苦情処理の方針と手順を有するべきである。

インプリケーション：IAISのアプリケーション・ペーパー自体には何ら強制力はないものの、同ペーパーで示されているポイントは、顧客本位の業務運営の一環として当然に考慮や対応が求められるものであると考えられる。保険会社には、引き続き、ターゲットとする消費者に適合する商品やサービスが適切な方法で提供されていることを確保していくことが求められる。

(参考) IAIS ‘Public consultation of Application Paper on how to achieve fair treatment for diverse consumers’

G: 英 FCA、保険会社の「消費者に対する責務」の実施状況を調査（6月26日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、2023年7月31日に施行された「消費者に対する責務（Consumer Duty）」における要件の一つである「顧客が享受するアウトカムのモニタリング」について、大手の保険会社を対象として、その実施状況を調査し、調査結果を公表した。同調査および同調査における主な発見事項の概要は以下のとおり。

<p>調査の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> • FCAは2023年12月、規模の大きい20社の保険会社（損害保険会社、生命保険会社、保険仲介人等）を対象として、「消費者に対する責務（Consumer Duty）」において定められている以下のモニタリング要件の実施状況を調査した。 <ul style="list-style-type: none"> - 要件：金融機関は、自身が提供する商品やサービスが「消費者に対する責務」と整合するアウトカムを提供していることを確保するため、顧客が享受しているアウトカムをモニターしなければならない。
<p>主な発見事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • モニタリング・アプローチの設計 <ul style="list-style-type: none"> - 好事例①：良いアウトカム、望ましくないアウトカムを特定し、その上で、望ましくないアウトカムが顧客に与える悪影響の種類と重要度、および、顧客が経験しているアウトカムを把握するための経営情報（management information）を整理することを検討している。 - 好事例②：商品やサービスについて予見できる重要な悪影響を文書化している。それによって、モニタリングに必要なデータの特定が容易になる。 • データの種類 <ul style="list-style-type: none"> - 好事例①：FCAのガイダンスに記載のあるデータの例を出発点として、必要なデータを検討している。 - 好事例②：いくつかの保険会社は、カスタマー・ジャーニーのテストに、リスクベース・アプローチを採用するなど、顧客が享受するアウトカムのテストをより重視するようになっている。 • 解釈と精査 <ul style="list-style-type: none"> - 好事例①：いくつかの保険会社は、すべての主要な指標について、明確に記述された許容度を設定している。それらの許容度が適切な水準に設定されていること、また、年次でレビュー（精査）されることが、公式なガバナンスによって確保される。 - 好事例②：顧客のアウトカムがどのようにモニターされているかを、2線がチェックしている。 • 様々な種類の顧客のモニタリング <ul style="list-style-type: none"> - 好事例：弱い立場にある顧客が享受しているアウトカムをモニターしている。弱い立場にある顧客について、それ以外の顧客との対比で潜在的に望ましくないアウトカムが認められた場合（例えば、前者の保険金支払い請求が後者のそれより高い確率で否認される場合）、その理由を調査し、必要な施策を講じている。 • 望ましくないアウトカムへの対応 <ul style="list-style-type: none"> - 好事例：大量のデータを分析し、異常値（outliers）が認められた場合、それらについ

	て、より踏み込んだ分析を行っている。施策を講じることが決定された場合、その進捗状況が管理される。
--	--

インプリケーション：「顧客がどのような商品・サービスをどのように提供を受けているか（アウトカム）」を把握し、必要に応じて、対策を講じることが、顧客本位の業務運営の一環として、金融機関が当然に行うべきものであると考えられる。英国の金融機関がFCAの「消費者に対する責務」にどのように対応しているかを理解することは、日本の金融機関にとっても有益であると考えられる。

（参考） FCA ‘Insurance multi-firm review of outcomes monitoring under the Consumer Duty’

H: IAIS、ICS の実施にかかる方向性を表明（6月27日）

■ 保険監督者国際機構（IAIS）は、2024年12月に採択される予定の保険資本基準（ICS）の実施について、その方向性を示した。その概要は以下のとおり。

- ICSの実施状況の評価は、以下の「2段階アプローチ」によって行われる。
 - IAISは2026年、IAISメンバー（＝各国・地域の保険監督当局）が行うICSの実施の進捗にかかる基本的な自己評価（baseline self-assessment）（の実施）を調整する。同自己評価は、今後のICSの実施の進捗状況のモニタリングのための基礎となる。
 - IAISは2027年、より深度ある、ターゲットを絞った、国・地域別の評価を行う。
- IAISは2025年、上記の準備として、IAISの基準の実施状況の評価するための一般的な原則やメソドロジーを参照しつつ、ICSの定量的な性質も考慮に入れ、ICS実施状況の評価のための詳細なメソドロジーを開発する。ICSの実施状況の評価は「ライン・バイ・ライン」で行われるものではなく、したがって、そのメソドロジーは、適切な評価の粒度を示し、また、評価において用いられる定量および定性分析について記述する。
- IAISは2024年、ICSの一貫した実施を容易にするために必要になり得るICS関連のデータを、将来的に、保険グループや保険監督当局から収集することの必要性和その範囲を決定する。その範囲は、モニタリング期間において収集されるデータと比べ、より限定的なものになると考えられる。
- なお、米国が開発中のアグリゲーション・メソッド（AM）について、AMの比較評価の結果および全体的なICSの実施状況の評価メソドロジーがより明確になった後、IAISは、AMの実施状況の評価に関連する事項を検討する。

インプリケーション：本ステートメントは、ICSの字義通りの適用は必ずしも意図されていないことを示唆しているとも考えることもできる。具体的には、例えば、原則（principles）および基準（standards）レベルでICSとの一貫性が確保されている限りは、詳細な前提条件や係数（の設定方法）や、ICSが最終化された後の実施方法（例えば、段階的に実施する、移行期間を設ける、など。）も各国・地域の判断に委ねられていると解釈し得る。

（参考） IAIS ‘IAIS charts course on Insurance Capital Standard (ICS) implementation ahead of adoption in December 2024’

I: EIOPA、2024年上半期の金融安定レポートを公表（6月27日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2024年上半期の金融安定レポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

<p>全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2023年の自然災害による損害填補の額は、グローバルで約920億ユーロと推定される（自然災害による損害は約2,400億ユーロ）。自然災害の頻度が高まる中、それによる損害も増加傾向にある。気候リスクを理解し、その増大に備えることは、レジリエントな社会の実現の鍵となる。 グリーン・トランジションはその途上にある。例えば、EUは、2030年までに再生エネルギーの発電能力を1,236GWに引き上げる（＝エネルギー消費量の45%を占める水準を実現する）ことを目標としているなど、EUのグリーン・ディールの目的を達成するためには、甚大な努力と投資が不可欠である。 保険会社は、主要な長期投資家として、低炭素経済への移行を支える上で重要な役割を果たし得る。他方で、サステナビリティにかかるミスリーディングな表示など、グリーンウォッシングのリスクが高まっている。サステナビリティ・リスクの適切な評価と管理は、保険会社の生存可能性を確保する上で鍵となり、それらはソルベンシーIIのレビューにおいても検討されている。EIOPAは、ORSAの一環としてのサステナビリティ・リスクの評価の実施状況をモニターする。 サイバーに関して、監督当局は、保険会社によるサイバー・リスクの引受けの状況とデジタライゼーションに関連するオペレーショナル・リスクを積極的にモニターしている。EIOPAは、2024～2026年の戦略上の優先課題において、サイバーセキュリティの監督により注力することを示している。
<p>欧州の保険セクター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総収入保険料（GWP）は、損害保険セクターでは前年比+6.9%、生命保険セクターでは同+2%の成長を記録した。損害保険セクターの成長の主因は、インフレによる保険金の増加を受けた保険料の引上げである。生命保険セクターでは、金利の上昇などを理由として、ユニットリンク商品のGWPが減少している。 保険会社の流動性リスクは引き続き安定的であるものの、金利の上昇を受けた貯蓄性商品の解約が増加していることなどから、いくつかの生命保険会社の流動性には脆弱性が認められる。 保険会社の収益性は、資産運用収益の増加などにより、2023年には前年比で改善した。他方で、今後、特に、債券や不動産に高いエクスポージャーを有している保険会社は、市場の調整によってネガティブな影響を受ける可能性がある。その他、インフレは、損害保険会社や健康保険会社の保険金支払い費用を増加させているほか、責任準備金の積み増しによって収益にも影響を与え得る。 地政学上のリスクは、欧州の保険会社にとって引き続き懸念材料であり、保険会社のリスク評価、保険料設定、保険引受の範囲および資産運用戦略に影響し得る。
<p>欧州の再保険セクター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2023年の再保険のGWPは、損害保険セグメントでは増加（114億ユーロ）した一方、生命保険セグメントでは減少（19億ユーロ）した。なお、欧州経済領域（EEA）におけるGWPのうち、再保険の損害保険セグメントは14%（約1,900億ユーロ）、同生命保険セグメントは4%（約560億ユーロ）を占める。 2023年のキャット・ボンドの発行額は136億ユーロと、過去最高の水準を記録した。今後も、キャット・ボンドは、ピーク・リスクの移転の重要なチャネルとなると考えられる。 サイバー再保険は、サイバー保険の成長において主要な役割を果たすことが期待される。元受け保険会社のサイバー保険の収入保険料は、2022年の100億ユーロ（そのうち、半分以上を出再している。）から2025年には200億ユーロに達することが見込まれる。

インプリケーション：本レポートは、欧州の保険セクターの現状を示す、興味深い内容のレポートである。サステナビリティ・リスクをORSAの中で取り扱うことが期待されていること、金利の上昇により、ユニットリンク商品の販売が低下していること、キャットボンドの発行が増加していることなどは、特に注目に値する。

(参考) EIOPA ‘Europe’s insurance and pension fund sectors stay resilient amid tense risk landscape’

J: 馬 BNM、リスクベースのソルベンシー規制案を公表（6月28日）

- マレーシア中央銀行（BNM）は、12月31日を期限として、「保険会社およびタカフル事業者のためのリスクベースの資本の枠組みに関する公開草案」を市中協議に付した。同公開草案の主な内容は以下のとおり。

イントロダクション	<ul style="list-style-type: none"> リスクベースの資本の枠組みは、マレーシアの市場にとって適切な修正を加えた上で、保険監督者国際機構（IAIS）が開発中の保険資本基準（ICS）における主要な要素と最大限の一貫性を達成することを目指す。 本枠組みは、2027年1月から適用される。
資本の十分性	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の資本の十分性比率（capital adequacy ratio：CAR）は、$CAR = TCA \text{ (total capital available)} / TCR \text{ (total capital required)}$として計算される。
利用可能資本（TCA）	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、①損失の吸収のための利用可能性、②異なるシナリオの下での損失吸収能力、③保険契約者や債権者の債務に対する劣後性、④永続性、⑤強制的なサービス・コスト（株主への配当の支払い、クーポンの支払い、元本の償還など）等によって無効とならないこと、の原則に基づき、資本商品をTier 1とTier 2とに分類しなければならない。Tier 2資本は、Tier 1資本の50%を超えてはならない。 保険会社は、新たに資本商品を発行し、また、Tier 1もしくはTier 2として認識しようとする際、BNMの承認を得なければならない。 生命保険会社は、負の保険負債について、有配当ファンドは100%、その他のファンドおよび株主資本は50%を資本として認識しなければならない。損害保険会社は、未経過保険料準備金の75%から未解消リスク準備金を控除した額を資本として認識しなければならない。
所要資本（TCR）	<ul style="list-style-type: none"> 所要資本（capital required）は、信頼水準99.5%、観測期間1年のVaRに相当する額とする。所要資本は、保険リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクについて計算する。
保険負債の評価	<ul style="list-style-type: none"> 保険負債は、中心推定負債（central estimate liabilities）およびリスク・マージン（provision of risk margin for adverse deviation：PRAD）から成る。 将来キャッシュ・フローの割引には、リスクフリーのイールド・カーブを用いる。リスクフリーのイールド・カーブは、最終流動点（LLP）までの期間、LLPから終局点（convergence point：CP）までの期間、CP以降の期間、の3つのセグメントから成る。日本円については、LLPは30年、CPは60年、長期フォワード・レート（LTFR）は3.8%。 リスク・マージンは、75%の確率で保証された給付にかかるキャッシュ・フローを確保できる水準に設定される。
監督上の介入水準	<ul style="list-style-type: none"> CAR100%を介入水準とする。

インプリケーション：マレーシアにおいても経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることとなる。同国に拠点を有する日本の保険会社には、ICSや日本の新ソルベンシー規制との差異に留意しつつ、同規制に対応することが求められることとなる。

(参考) [BNM 'Exposure Draft on Risk-Based Capital Framework for Insurers and Takaful Operators'](#)

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイト トーマツ リスクアドバイザリー 合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301